

公的年金に係る特別徴収税額算定方法の見直し

改正前

仮徴収税額 = 前年度分の本徴収税額
(4月・6月・8月の合計) (前年度2月分の特別徴収税額×3)

本徴収税額 = (年税額 - 仮徴収税額)
(10月・12月・2月の合計)

改正後

仮徴収税額 = 前年度分の年税額×1/2
(4月・6月・8月の合計)

本徴収税額 = (年税額 - 仮徴収税額)
(10月・12月・2月の合計)

(例) 公的年金の所得に係る住民税が毎年通常60,000円であるが、医療費控除により平成30年度のみ36,000円となった場合

年度	年税額	【改正前】		【改正後】	
		仮徴収税額 <small>(4・6・8月)</small>	本徴収税額 <small>(10・12・2月)</small>	仮徴収税額 <small>(4・6・8月)</small>	本徴収税額 <small>(10・12・2月)</small>
29	60,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
30	36,000円 <small>(医療費控除の増)</small>	30,000円	6,000円	30,000円	6,000円
31	60,000円	6,000円	54,000円	18,000円 <small>(36,000円×1/2)</small>	42,000円
32	60,000円	54,000円	6,000円	30,000円 <small>(60,000円×1/2)</small>	30,000円

一度生じた不均衡が平準化しない

年税額が2年連続で同額の場合平準化する